○府中市自転車の放置防止に関する条例施行規則

昭和58年8月15日 規則第30号

改正 昭和59年8月29日規則第27号 昭和60年8月23日規則第21号 平成元年4月28日規則第14号 平成4年7月21日規則第27号 平成15年5月20日規則第21号 平成16年3月31日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市自転車の放置防止に関する条例(昭和58年6月府中市条例第7号。 以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(自転車利用の自粛範囲)

第2条 条例第5条第4項及び第5項に規定する駅周辺とは、当該駅からおおむね半径800メートルの範囲とする。

(店舗面積等の算定基準)

- 第3条 条例第8条第1項に規定する別表の基準の店舗面積算定方法は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 百貨店、スーパーマーケット等小売業については、売場、売場間の通路、ショーウインド、ショールーム、承り所、物品加工修理場及び市長がこれらに類すると認めるもの
 - (2) 銀行等金融機関については、銀行室、待合室、ロビー、一般応接室、ショーウイン ド及び市長がこれらに類すると認めるもの
 - (3) 遊技場については、遊技室、景品交換所及び市長がこれらに類すると認めるもの (自転車駐車場設置基準等)
- 第4条 条例第8条第1項に規定する自転車駐車場の規模は、駐車台数1台につき、1平方メートル以上とし、当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。
- 2 前項に規定する自転車駐車場を設置し、又は変更しようとする者は、自転車駐車場設置・変更届(第1号様式)により、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

- (2) 施設の用途及び店舗面積
- (3) 自転車駐車場の位置及び規模
- (4) 自転車駐車場の構造及び設備

(標示等)

第5条 市長は、自転車放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)内に区域標示又は区域標識等を設置するものとする。

(放置禁止の特例)

- 第6条 条例第12条ただし書に規定する市長がやむを得ない理由があると認めるときは、次 の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 公共性又は公益性の高い業務に従事中である場合
 - (2) 社会慣習上の行事への参加その他これに類する特別の事由による場合

(警告期間等)

第7条 条例第13条第3項、第14条及び第15条に規定する一定期間とは、3日間以上とする。 (昭60規則21・平15規則21・一部改正)

(自転車の返環)

第8条 条例第16条第1項の規定により保管した自転車の所有者が、当該自転車の返還を受けようとするときは、その氏名及び住所を証明して、自転車返還願(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(昭60規則21·一部改正)

(保管の告示)

- 第9条 条例第16条第3項に規定する告示事項は、次の各号に掲げるとおりとし、告示期間は、14日間とする。
 - (1) 型式及び色
 - (2) 撤去した理由
 - (3) 撤去した区域
 - (4) 撤去した日
 - (5) 保管場所及び保管期間
 - (6) 返還時間
 - (7) 返還を受けるための必要事項
 - (8) 連絡先

(昭60規則21·一部改正)

(費用の徴収)

第10条 条例第17条第1項に規定する費用の額は、別表のとおりとする。

(昭60規則21·一部改正)

(府中市自転車対策審議会の構成等)

- 第11条 府中市自転車対策審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次の各号に掲げる者 のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 府中市交通安全対策審議会委員
 - (2) 学識経験者
 - (3) 市職員
- 2 前項の委員のほか、3人以内の臨時委員を置くことができる。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 臨時委員は、放置禁止区域の指定、変更又は廃止しようとする地区の関係者のうちから市長が委嘱する。
- 5 臨時委員は、関係する放置禁止区域の指定、変更又は廃止について審議が終了したとき は、任期が満了したものとする。

(会長及び副会長)

- 第12条 審議会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集及び運営)

- 第13条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(所掌事項)

- 第14条 審議会は、次の各号に掲げる所掌事項とする。
 - (1) 放置禁止区域の指定、変更又は廃止に関すること。
 - (2) その他市長が必要と認める事項

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- この規則は、昭和58年10月1日から施行する。
 - 付 則(昭和59年8月29日規則第27号)
- この規則は、昭和59年9月1日から施行する。
 - 付 則(昭和60年8月23日規則第21号)
- この規則は、昭和60年9月1日から施行する。
 - 付 則(平成元年4月28日規則第14号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 付 則(平成4年7月21日規則第27号)
- この規則は、平成4年8月1日から施行する。
 - 付 則(平成15年5月20日規則第21号)
- 1 この規則は、平成15年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規則による改正後の府中市自転車の放置防止に関する条例施行規則別表に掲げる 撤去料は、施行日以後の自転車の撤去について適用し、施行日前の自転車の撤去について は、なお従前の例による。
 - 付 則(平成16年3月31日規則第13号)
 - この規則は、平成16年4月1日から施行する。

別表(第10条)

(平元規則14・全改、平4規則27・平15規則21・一部改正)

撤去料等

種別	金額				
撤去料	2,000円				
保管料	1 保管の告示日から14日以内は無料				
	2 1の無料期間を経過した日以後は、次の各号に掲げる日を除き、1日当た				
	り50円				
	(1) 土曜日				
	(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日				
	(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)				
	3 総額は、1,000円を限度とする。				